

平成27年3月6日並びに19日に開催した  
TV会議システム利用の「特車講習会」  
－ 講習内容への質問と回答一覧 －

<宮城県>

○構造補強をすれば車両重量が増えるので、積載トン数が減るのでは。

→現状、トレーラ重量28t（積載重量約20t）までの車両であれば、（駆動軸が）1軸のトラクタにてけん引可能ですが、28tを超えるトレーラをけん引する場合には、現状の基準では（駆動軸が）2軸のトラクタが必要でした。

今後は、トレーラ重量が28tから36tに緩和され、また、けん引するトラクタの軸重緩和により、1軸トラクタで36tのトレーラがけん引できるため、構造補強を行い、トレーラの重量が1t増えたとしても、トラクタの軽量化（約1t）とトレーラの重量緩和（8t）から、保安基準上は大幅に積載重量を増やすことができます。

実際には、特車通行許可の関係により、連結車両総重量の緩和は6.48tくらいが限度となります。

<茨城県>

①軸重が11.5tに緩和されたトラクタのバラ積み一括緩和は、いつ頃可能となりますか。

→関係する政省令等が改正され、本年5月1日より施行される予定です。なお、改正後は特例8車種用の11.5tのトラクタと36tまでのトレーラは、基準緩和申請が必要なくなります。

また、新基準に則った車両に係る特車許可は、本年6月1日以降に申請が可能となる予定です。

②25t以上の積載物に関する基準緩和申請を、茨城では受け付けず、神奈川にて受け付けている理由は何でしょうか。

→関東運輸局の管轄内では、基準緩和申請は、関東運輸局にて一括して受付しています。

なお、法令改正後の基準緩和申請については、運輸局から自動車検査独立行政法人に変更となります。

<栃木県>

①特殊車両通行許可の取消について、該当する車両の許可証だけが取り消されるのでしょうか。それとも、会社で許可を受けているすべての許可が取り消されるのでしょうか。

→車両制限令の許可の取消し（公表されたあとも違反があった場合等）は、対象車両のみとなります。

なお、警告書は車検証の使用者欄単位で発出されます。

②現在、会員事業所では、オンライン申請できない国道（地方整備局管轄外の国道）を通る経路について、管轄の土木事務所へ申請されているようであり、その場合の経路は、高速国道も含むようですが、やはりオンライン申請は出来ないという事でしょうか。

あくまで、大型車誘導区間のみで終結する路線の場合のみ当てはまる変更なのでしょう  
か。

→国道事務所が管理している道路を含まない経路にて、オンライン申請ができるのは、対  
象経路の道路種別に高速自動車国道が含まれ、さらに大型車誘導区間のみの場合です。

③道路管理者、並びに警察から運輸局へ連絡が行く流れはもともと存在しており、今回の  
省令改正で改めて文言が追加された（積極的に連携して違反撲滅に務める）という解釈で  
よろしいでしょうか。

→従来からの流れはそのままで、今回新たに、国交省の立会い取締りにて基準の2倍以上  
の重量が確認された場合には、即告発（警察へ）される仕組みが開始されたということ  
です。

#### <埼玉県>

①通行許可条件の簡素化はないのでしょうか。A～Dについて、一番重要だと思えます。

→特例8車種の重量算定については、6月の車両制限令改定により、重さ指定道路の通行  
について、海コントレーラと同じB条件となります。

ただし、寸法についての改定はありませんので、交差点等にてC条件が付加される可能  
性があります。

②自動計測装置は、正確に計量出来るものなのでしょうか（ブレーキをかけている状態では  
重く計量してしまうのでしょうか）。

→ブレーキ等の影響はありますが、影響を考慮したトリガー値が設定がされています。

③単車でも20tを超える車両がありますが、特殊車両扱いとなり通行許可証が必要な  
のですか。

→重さ指定道路及び高速道路以外にて、積載した状態で20tを超える場合には、特殊車  
両の通行許可証が必要となります。

④当社は車両の積載を行っておりますが、今回の緩和措置により積載トン数も増えるとい  
う事ですか。

また、軸重の緩和措置についても、今まで軸重の不足により連結出来なかった車輛（ト  
レーラ）も、連結出来る可能性があるという事でしょうか。

→特例8車種にて3軸（駆動2軸）トラクタを使用している車両については、積載トン数  
に大幅な変更はありません。

2軸（駆動1軸）トラクタを使用している場合には、4～6.5tほど積載量が増やせ  
ると予想されますが、その場合はトレーラの構造変更申請や、新しい基準でのトラクタ  
との連結検討申請が必要となります。また3軸トラクタとほぼ同じ積載量で2軸トラク  
タでのけん引が可能になります。

#### <長野県>

①特例8車種以外の車両を使用しているが、取締りと特車申請書類とは連動しているのか。

→一般的制限値を超える車両については、全ての車両について、立会い取締り・自動取締  
りとも特車許可書類を確認しています。

②ダンプトレーラの規制について教えてほしい。

→現状では、土砂ダンプトレーラは「幌枠型」、その他のダンプトレーラは「あおり型」としての規制を受けます。長さの特例は同じですが、重量の特例は異なりますので注意が必要です。

#### <富山県>

○単車での長尺物積載の基準は、前後のはみ出し分も含めて16mまでですか。

→新規格車等大型単車の限度値は12mですので、車両全長を超える積載物については特殊車両の通行許可と制限外積載の申請が必要となり、道路と交通量により規制されます。一般的な制限値については下記のとおりとなります。

- ・特殊車両通行許可：単車では、積載状態で車両全長が12mを超えると、申請が必要です。

また、単車で車両全長が16mを超えると、個別審査となります。

- ・制限外積載許可：積載物の限度は、自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもので、自動車の前後から長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこととなっています。

また、積載状態の単車で車両全長が16mを超えると、原則として許可されません。

#### <石川県>

①特例8車種以外の低床トレーラの場合は、自動取締りの規制はどうか？

→自動取締り機による取締りは全ての大型車両（特車一般制限値を超えた車）が対象となります。

②特殊車両通行許可取消しに該当する死亡事故発生の場合、その他の1件でもあったら、その車両のみ取消なのか？

→車両制限令の許可の取消し（公表されたあとも違反があった場合等）は対象車両のみとなります。

警告書は、車検証の使用者欄単位で発出されます。

#### <福井県>

①単車（20t超）に対する申請に特化した説明会をしてほしい。

→基本的に、特車申請は単車もトレーラも同じとなります。

②単車（25t）のタンクローリーや作業車両（積載重量が6t、架装物を含む車両重量19t、といった車）に関する説明がほしい。

→新規格車については、高速道路及び重さ指定道路以外は特車申請が必要となります。

③単車（25t）の軸重の考え方が知りたい。

→道路運送車両の保安基準第4条を参照ください。

④特車通行許可を得ている車両をレッカー移動する場合、そのレッカー車は特車通行許可を得る必要がありますか。

→確認が必要ですが、緊急車両及び警察の依頼による車両は、規則の対象外と思われます。民間レベルの輸送の場合は通常の特車許可申請が必要となります。

⑤レッカー移動している際、その対象車が特車通行許可を得ていなかった場合の罰則はいかがですか。

→上記を参照願います。

#### <岐阜県>

①基準の2倍以上の重量(即時告発)に関する重量計算について、重機トレーラ(特例5車種以外)で特殊車両通行許可を取得(許可重量50t)している場合は、以下の計算式により、ア)の場合は車両総重量が70t、イ)の場合は車両総重量が75t以上と確認された場合、即時告発の対象となるのでしょうか。

ア) 限度が20tまでの道路： $70t = 50t - 20t + 20t \times 2$ 倍

イ) 限度が25tまでの道路： $75t = 50t - 25t + 25t \times 2$ 倍

→その通りです。

②万一、許可を取得していなかった場合、どうなるのでしょうか。

→ア) 限度が20tまでの道路：車両総重量が40t(=20t×2倍)以上の場合、即時告発の対象となります。

イ) 限度が25tまでの道路：車両総重量が50t(=25t×2倍)以上の場合、即時告発の対象となります。

#### <静岡県>

①今回の改正で、手続き上変わること、新たに申請が必要なことや申請が不要になった事項について、教えてください。

→車両の諸元を変更しない場合は、特に申請等の手続きはありません。新基準のトラクタとの連結及び車両重量の変更(増)を行う場合には、構造変更申請と新たな車検での特車申請が必要となります。

②現在、国際海上コンテナをけん引するため、11.5tの軸重緩和を受けているトラクタについて、特例8車種に該当するトレーラをけん引する場合には、変更申請等が必要ですか。

→様々な条件により必要な手続きは異なりますので、行政への確認が必要ですが、恐らく構造変更申請は不要と思われます。ただし、連結検討等の申請手続きは必要となります。なお、軸重10tにて既に申請を行っており、新たに11.5tとして使用する場合には、構造変更申請が必要となります。軸重10tのまま使用する場合には、構造変更申請は必要ありません。

③荷主に、特殊車両通行許可制度を理解してもらう方策を検討してほしい。

→ある県ト協の取り組みとして、特車講習の際に荷主を招いて開催している協会があります。

また地整局等の協力を得て、行政による荷主向けセミナー等を開催してはどうでしょうか。

#### <大阪府>

①道路法改正後、特殊車両通行許可上の最大積載量は、今よりも増えるのか。

→今般の改正により、駆動軸重が11.5tまで緩和されるトラクタについては、申請経路の条件にもよりますが、最大積載量が増える可能性があります。

申請経路の条件等によりますが、（駆動軸が）1軸のトラクタと3軸トレーラの組み合わせについては、積載量が約6t増やせる予定です（1軸トラクタはエアサス車が条件となります）。また、（駆動軸が）2軸のトラクタと3軸トレーラの組み合わせについては、トラクタの軸重緩和はありませんが、トレーラの軸重緩和により約1～2t積載量が増やせる予定です。両方の場合ともに、構造変更申請が必要となります。

②シングルエアサスのヘッドとダブルのヘッドでは、通行許可上の最大積載量に違いはあるのか。

→特例8車種のトレーラをけん引する場合には、総重量制限（44t）がほぼ同じになるため、トラクタ重量の軽い1軸トラクタの方が積載重量を増やせる可能性があります。また、1軸トラクタの方がカプラ高さを低くできるため、組み合わせるトレーラの車高も低くできるため、（高さのある）嵩物の荷物が多く積載できるようになります。

③悪質な重量オーバーなどで運送事業者・荷主の名前公表は、本当にされているのか。見たことがない。

→平成25年3月の指導取締り要領の改正による社名公表は、未だ実施された事業者がありません。しかしながら、大型車の適正化方針を受け高速道路会社では、社名公表を実施し、高速道路・債務返済機構のホームページに掲載されております。

また、本年2月23日からの告発制度開始にともない、道路局でも社名公表、告発を予定しております。

④基準内車両となったトレーラを基準緩和申請の必要なトラクタでけん引できるか。

→特例8車種をけん引するトラクタは、基本的には全て基準内トラクタに変更が可能です。変更を行わない基準緩和トラクタでも、（確認が必要ですが、）けん引は可能と思われます。また、その逆の組み合わせも同様です。

⑤トリプル軸(のトレーラ)についても、緩和の取扱について、具体的な説明資料を出してください。

→トリプル軸のトレーラを、今般の改正で軸重が緩和されるトラクタでけん引する場合、従来、海上コンテナ輸送車両にのみ適用されてきた軸重の緩和に関する計算式が適用されます。橋梁照査式に関する電子ファイルは国交省にもありませんので、車両制限令の手引き等書籍を入手し、確認願います。

## <兵庫県>

①オンライン申請で、グーグルクロームで提出できないのはなぜか。

→国交省がInternet Explorer 利用を前提としたシステムにて開発しているため、使用できません。利用に際してのシステム、使用機器の条件は、特車PRサイト（<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>）にて確認願います。

②特車許可で、協議に時間が1～3ヶ月もかかるのはなぜか。

→国交省が定める申請から許可（不許可）までの標準処理期間は下記のとおりです。

○新規申請・変更申請：3週間以内

○更新申請：2週間以内

ただし、上記期間で処理が行われるのは、①申請後に変更がない場合、②個別審査がない場合、③未収録道路がない場合、④特殊車両算定限度を超えない場合、以上の条件を満たしている場合です。

高速道路と国道のデータは、ほぼ100%道路情報便覧に登録されており、都道府県道についても、60から70%が登録されていますが、問題は市町村道であり、日本の道路の84%を占め、総延長は100万kmを超えますが、ほんのわずかしがデータが登録されていません。道路情報が掲載されていない未収録道路が含まれる経路については、個別協議及び審査が必要となり、1~3ヶ月程度かかる場合が多くなります。

また、窓口によっては申請が集中するため、審査に入る前の段階で時間がかかる場合もありますが、申請処理の効率化については、本年より県単位での窓口集約化により集中的に申請処理を行うなど、審査期間の短縮に向けた動きも見られます。

#### <宮崎県>

○重トレの緩和・改正はないのか。また、緩和申請(更新)の簡素化は行われぬのか。

→国土交通省道路局が昨年5月に発表した「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」において、違反実績のない者に対する許可期間(現行2年)の延長について、平成27年度実施に向けて準備すると発表されました。

また、関係する政省令等が改正され、特例8車種用の11.5tのトラクタと36tまでのトレーラは、基準緩和申請が必要なくなります。本年5月1日より施行される予定です。